平成２４年（フ）第１４８号
札幌市手稲区手稲本町５条２丁目１番１号
ナーシングホームなつれ手稲５条館
債務者　船谷　克三
1　決定年月日時　平成24年２月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月９日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第１９０号
札幌市豊平区美園４条７丁目３番17号　西友ハイツ第２－１
債務者　新沼　照明
1　決定年月日時　平成24年２月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月９日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第１５号
北海道苫小牧市音羽町１丁目２番６号
債務者　芳賀美智子
1　決定年月日時　平成24年２月10日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月９日まで
札幌地方裁判所苫小牧支部

平成２４年（フ）第９号
北海道北見市北上29番地１　サンクレストハイツＡ―101号
債務者　河野　多恵
1　決定年月日時　平成24年２月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月９日まで
釧路地方裁判所北見支部破産係

平成２４年（フ）第３号
群馬県高崎市あら町６番地22
債務者　石和富貴雄
1　決定年月日時　平成24年２月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月９日まで
前橋地方裁判所高崎支部

平成２４年（フ）第６号
埼玉県入間市鍵山１丁目15番31号　ウエストプラザ102
債務者　三浦　堅治
1　決定年月日時　平成24年２月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月９日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２４年（フ）第５６号
埼玉県入間市黒須２丁目５番３号
債務者　コルデロアローヨ久乃
1　決定年月日時　平成24年２月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月９日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２４年（フ）第１０号
埼玉県行田市門井町２丁目18番地１
債務者　内田　　真
1　決定年月日時　平成24年２月14日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月９日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２４年（フ）第３２号
埼玉県羽生市西４丁目13番地１　杉崎ハイツ101
債務者　山中　輝子
1　決定年月日時　平成24年２月14日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月９日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２４年（フ）第２４号
愛知県江南市宮後町清水128番地　県営宮後住宅８棟101号
債務者　三浦　香代
1　決定年月日時　平成24年２月13日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月９日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２４年（フ）第２８号
愛知県安城市百石町１丁目６番地13　ヒノキセントラルハイツ202
債務者　佐野　哲司
1　決定年月日時　平成24年２月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月９日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２４年（フ）第４３号
沖縄県浦添市港川２丁目22番５―603号　ユアサハイム
債務者　兼村　憲立
1　決定年月日時　平成24年２月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月９日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２４年（フ）第７号
北海道登別市若草町２丁目12番地15
債務者　近江　正敏
1　決定年月日時　平成24年２月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月10日まで
札幌地方裁判所室蘭支部破産係

平成２４年（フ）第４号
山形県鶴岡市大山３丁目31番34号
債務者　鈴木　　修
1　決定年月日時　平成24年２月14日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月10日まで
山形地方裁判所鶴岡支部

平成２４年（フ）第１０号
茨城県常陸太田市天神林町870番地の41
債務者　海老根泰文
1　決定年月日時　平成24年２月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月10日まで
水戸地方裁判所

平成２４年（フ）第１１号
茨城県常陸太田市天神林町870番地の41
債務者　海老根久美子（旧姓冨山）
1　決定年月日時　平成24年２月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月10日まで
水戸地方裁判所

平成２３年（フ）第７９７号
神奈川県小田原市本町４丁目11番11号　アーク御幸ヶ浜201
債務者　高峯　　章
1　決定年月日時　平成24年２月14日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月10日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２３年（フ）第８１３号
神奈川県平塚市広川660番地の５
債務者　奈須トシ江
1　決定年月日時　平成24年２月14日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月10日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部